

新設・改正予定の通達について(概要)

新設・改正予定の通達

新設・改正予定の通達

1. 自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理及び遵守事項について(新設)
2. OBD検査用システム登録事業者の国への各種申請における連絡体制の取扱方針について(新設)
3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(新設)
4. 天災等の事由によりOBD検査が実施できない場合の措置について(新設)
5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

今後のスケジュール(予定)

令和5年10月25日	第2回準備会合	通達案の公表・審議
令和5年12月22日	第3回準備会合	通達案の継続審議
令和6年 2月頃	パブリックコメント募集	
令和6年 3月末頃	通達策定	

※ 通達案及びスケジュールは、本会合の議論、プレ運用の状況等を踏まえて変更があり得る

通達案の概要①

1. 自動車整備事業者等におけるOBD検査システムのID等の管理及び遵守事項について(新設)

(1)目的

OBD検査システムの不正利用を防止するため、自動車特定整備事業者におけるOBD検査システムのログインID及びパスワードの管理のルールを定める。

(2)概要

1. 自動車整備事業者は、OBD検査に関する「利用管理システム」及び「特定DTC照合アプリ」並びに「OBD検査結果参照システム」の利用にあたり付与された「ログインID」及び「パスワード」については、管理者及び管理方法を定め、当該番号等が不正に利用されないことのための措置を講ずること。
2. 自動車整備事業者は、1. のシステム及びアプリの利用にあたり取得したID等を第三者に貸し出すなどし、第三者が不正に当該システム及びアプリを利用させる行為の幫助を行ってはならない。

通達案の概要②

2. OBD検査用システム登録事業者の国への各種申請における連絡体制の取扱方針について(新設)

(1)目的

自動車特定整備事業者の「認証」、指定自動車整備事業者の「指定」の申請、変更又は処分等が行われた場合、国において諸手続が必要となるとともに、機構においてIDの発行・変更等が必要になる。これらにおいて自動車整備事業者に不要な負担が生じないように、必要な手続を定める。

(例： 事業譲渡、合併、分割等の際、OBD検査も継続して行えるようにする必要)

(2)概要

- 「新規認証」、「新規指定」、「認証/指定変更届出」、「認証/指定廃止届出」を行った場合は、機構へ速やかに情報共有を図り、OBD検査システムが円滑に利用できるように措置する。
- 「行政処分時の認証/指定の停止・取消」を行った場合は、機構へ速やかに情報共有を図り、IDの停止等の必要な措置を行う。

通達案の概要③

3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について

(1)目的

自動車特定整備事業者等が「OBD検査」及び「OBD確認」を行う際のルールを定める。

(2)概要

①自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的について

OBD検査システムのサーバーの負荷及びセキュリティの課題に対応するため、その利用は、次の場合に限るものとする。

- 自動車特定整備事業者(特定整備の対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。)が自社で点検整備を行う車両のOBD確認又はOBD検査を行う場合
- 自動車整備振興会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第8号に規定する商工組合若しくは中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものにおいて、自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両のOBD確認を行う場合



通達案の概要③-2

②使用するスキャンツール

OBID検査システムに接続するスキャンツールは、技術上の基準に適合する「検査用スキャンツール」とする。また、検査用スキャンツールを共有する場合には、事業場ごと及び整備事業者ごとの使用実績が把握できるよう適切に管理すること。

③自動車特定整備事業者がOBID確認を行う際の遵守事項

- OBID確認は、事業場の敷地内において実施すること
- OBID確認は、自社で点検又は整備を行う車両について実施すること
- 機構において基準適合性審査を受けようとする車両についてOBID確認を行う場合には、最後に行ったOBID確認後当該審査までの間、OBID検査の合否に影響を及ぼす整備若しくは改造又はこれらの整備等の他の事業場への依頼は行わないこと。これらの整備若しくは改造又はその依頼を行った場合には、改めてOBID確認を行うこと

4. 天災等の事由によりOBD検査が実施できない場合の措置について(新設)

(1)目的

天災等によりOBD検査サーバーのダウン、通信障害等が発生した場合における自動車ユーザーへの影響を最小化するため、緊急的な代替措置、その場合の周知方法等を定める。

(2)概要

①OBD検査用サーバーに接続できない場合の緊急的な代替措置

OBD検査用サーバーに接続できない場合(②に掲げる事案が発生した場合)には、警告灯が点灯していないことをもってOBD検査合格と判断して差し支えないこととする。

②緊急的な代替措置を採用する事案

(ア) 天災による又は通信・電力会社に帰責する通信・電力障害の場合

(イ) 機構側のシステム障害の場合

※ 自動車整備工場の責任による障害(Wi-Fiトラブル等)については対象外とする。

③緊急的な代替措置を採用する事案の把握

(ア) 機構は、自動車整備事業者、振興会等からのコールセンター等への情報、報道等により②

(ア)に掲げる事案が発生したことを確認した場合又は機構側のシステム障害が発生した場合には、速やかに国交省本省に連絡する。

(イ)運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所は、関係団体等からの連絡により②(ア)に掲げる事案が発生したことを把握した場合には、本省に連絡する。



通達案の概要④-2

④緊急的な代替措置を採用する場合の手続

- (ア) 国交省本省は③の連絡を受けた際には、機構、軽自動車検査協会と協議の上、緊急的な代替措置を採用するか判断する。
- (イ) 緊急的な代替措置の採用を決定したときは、国交省、機構、軽検協は、HPに必要な情報の公開を行い、運輸支局等においてはOBD検査に障害が発生している旨を掲示するとともに各県自動車整備振興会に対し、当該情報について共有する。

通達案の概要⑤

5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

(1)目的

OBD検査又はOBD確認に関する事項のうち行政処分の対象となる行為、その処分量定等、さらにそれらを踏まえた監査方針を規定し、自動車整備事業者におけるOBD検査又はOBD確認の適切な運用を図る。

(2)概要

行政処分の対象となる行為及び処分量定

(検討中の処分例)

- 検査員が他者のID及びパスワードを使用してOBD検査を実施【なりすまし】
- 検査員又は工員が他者のID及びパスワードを使用してOBD確認を実施【なりすまし】
- 事業場のID及びパスワードを当該事業場以外の者に提供し、使用させた【不正使用】
- OBD検査を実施した車両ではない車両で行ったOBD検査結果を使用し、適合証に証明した【替玉】
- OBD確認を実施した車両ではない車両で行ったOBD確認結果を使用し、OBD検査サーバーに保存した【替玉】

等

※各項目に対する違反点数等の詳細は検討中。